

狭山市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

狭山市教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	P.1
	(1) 計画の趣旨	
	(2) 本市の現状	
2	目標	P.3
	(1) 時間外在校等時間に関する目標	
	(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標	
3	計画の期間	P.3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P.4
	(1) 国が掲げる「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
	(2) 学校における措置の推進	
	(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5	関連する取組、フォローアップについて	P.7
6	計画の推進に際して	P.8
7	参考資料（学校と教師の業務3分類）	P.9

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

近年、学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教育職員（以下、本計画の文中では「教職員」という）の業務量は増加の一途をたどっています。国の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条」の一部改正、及び文部科学省の指針に基づき、教職員が健康で生き生きと教育活動に従事できる環境を整えることは全国的に急務となっています。

小中学校において教育の質を向上していくためには、教育現場にゆとりがあり、教職員が子供たちとしっかりと向き合える環境を整えることが不可欠です。そこで本市では、子供たちにとって質の高い教育環境を維持するため、教職員の在校等時間を適正に管理し、教職員の心身の健康を保持増進することを目的に、本計画を策定します。

(2) 本市の現状

本市では、狭山市立小中学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、令和4年3月に「狭山市立小・中学校における働き方改革のための基本方針」（以下「基本方針」という）を定め、教職員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

一方、本市の現状として、令和6年度の教職員の時間外在校等時間の状況については、以下の状況となっています。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	22.8%	0.6%
中学校	45.0%	4.7%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が、特に中学校では約45%と多くなっています。中学校においては、部活動指導による休日勤務の常態化、小学校においては、若手教員の教材研究や事務作業に伴う長時間勤務等が、時間外在校時間を増やす要因となっています。

こうした現状を改善することで、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。これまで本市が進めてきた基本方針の取組を踏まえつつ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条」に基づき、目標を設定することが重要です。

2 目 標

本計画では、国の指針を踏まえ、以下の数値目標を設定します。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（1 カ月時間外在校時間：45 時間、1 年間時間外在校時間：360 時間）の範囲内とするため、数値目標を以下のとおりとします。

- ① 1 カ月の時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 1 0 0 %にする。
- ② 1 年間における 1 カ月の時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員の心身の健康確保や教職の魅力を確保するため、教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を以下のとおりとします。

- ① ストレスチェックでの高ストレス者の割合を 8 %まで減少させる。【1 1 %】

3 計画の期間

本計画の計画期間は、以下のとおりとします。

- ① 令和 8 年度から令和 1 2 年度まで（5 年間）

なお、本計画は、1 年ごとに進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。また、国の動向や社会情勢の変化に応じて柔軟に対応することとします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画の目標を達成するため、計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組んでいきます。

(1) 国が掲げる「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

国が掲げる「学校と教師の業務の3分類」（P 10 参考資料 参照）を踏まえ、本市では以下の項目について優先的・重点的に取り組んでいきます。

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（参考資料3分類1関係）
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（参考資料3分類2関係）
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、青少年相談員等の地域組織が担う役割であることを明確にし、学校としての自主的な見回りは実施しない体制を維持します。
 - ・ 学校警察等連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（参考資料3分類3関係）
 - ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和9年度からの公会計化を進めていきます。
- ④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（参考資料3分類5関係）
 - ・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備するために、教育委員会の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築するよう進めていきます。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答（参考資料 3 分類 6 関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することにより、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減していきます。

② 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（参考資料 3 分類 9 関係）

- ・ 体育館等の学校施設の管理業務について、どのような管理手法が望ましいか、適切な方法を検討していきます。
- ・ 令和 8 年度から小学校のプール指導を全校外部委託とするなど、施設・設備の管理に係る負担軽減策を実施します。

③ 部活動（参考資料 3 分類 13 関係）

- ・ 令和 8 年度 8 月から、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現します。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、今後地域展開を進めていきます。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備、学習評価や成績処理（参考資料 3 分類 15 16 関係）

- ・ 授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減するために、校務支援システム等を積極的に活用していきます。また、自動採点システム等も活用していきます。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（参考資料 3 分類 19 関係）

- ・ 生徒指導等の校内会議において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働できる支援体制を構築します。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さやまっ子相談員等、専門的な人材の学校への支援体制を構築します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図っていきます。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ② 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ③ 校務支援システムを導入し、出席管理、通知表作成、指導要録等のデジタル化をすでに行っています。また、会議をペーパーレスにすることにより、会議時間の短縮化を図ります。
- ④ 勤務時間外の留守番電話機能については、すでに全校に設置しています。電話の録音機能についても導入しています。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組んでいきます。

- ① 出退勤時刻をシステムで一元管理し、管理職が日々の勤務状況をリアルタイムで把握できる体制を整備できるよう検討していきます。
- ② 1カ月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対し、産業医による面接指導を実施します。
- ③ 月45時間を超えて疲労の蓄積が認められる者に対しても、管理職が面接指導を推奨します。
- ④ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進します。
- ⑤ 心身の健康問題について相談できる窓口について設置の検討を進めます。
- ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ⑦ 学校における定時退勤日を月2回以上設定するよう推進します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実効性を確保するため、関連する取組や、フォローアップに関する事項を以下に整理します。

- ① 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- ② 学校での児童生徒等の支援に当たる専門的な人材の確保にあたり、関係部局・機関とともに取り組みます。
- ③ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果等から把握します。
- ④ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ⑤ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにコンプライアンスやマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ⑥ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組んでいきます。
- ⑦ 運動会・体育祭、文化祭等の行事について、準備時間や規模を現在の教職員数に見合ったものに見直します。（例：短時間での開催、練習期間の短縮など）

6 計画の推進に際して

学校における教職員の働き方改革の推進は、持続可能で質の高い教育を実現するための大きな課題と捉えています。すべての子供たちに確かな学力・豊かな心・時代の変化に対応する力等を育成するためには、教職員が心身ともに健康で、専門性を最大限に発揮できる環境を整備することが不可欠となります。

一方で学校現場では、教職員の長時間勤務が常態化され、病気による休職や、その一歩手前の状態になっても勤務を続けなければならないという実情も見られます。このような状況を放置することは、教職員不足を生み、さらなる多忙さと長時間勤務を生み出すという悪循環を起こしかねません。学校の教育力が低下してしまう悪循環を生み出さないためにも、市教育委員会として、適切な業務管理と教職員の健康確保措置を講ずる必要があります。

本計画は、教職員の業務量を適切に管理し、健康確保のための措置を具体的に定めることにより、教職員が働きがいを感じ、充実した学校生活を送れるようにすることを目的としています。教職員が本来の教育活動に注力できる環境を創り出すため、学校現場の現状と課題を理解した上で、業務改善と意識改革の両面から取組を推進します。

本計画とともに学校における働き方改革を推進することで、教職員が子供たち一人一人に寄り添い、よりよい教育を行う時間が増え、子供たちの確かな成長につながると考えています。「生きる力を備え 未来へはばたく さやまっ子の育成」を実現するために本計画を推進していきます。

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進